

情報・システム研究機構宿舎規程

〔平成16年5月26日〕
制 定

最近改正 平成21年4月 1日

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 宿舎の設置並びに維持管理及び管理に関する責任者（第5条・第6条）
- 第3章 宿舎の設置等（第7条・第8条）
- 第4章 宿舎の維持及び管理（第9条―第14条）
- 第5章 雑則（第15条・第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）が、第3条に規定する役職員に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、役職員の職務の効率的な遂行を確保し、もって機構の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 機構の宿舎の設置並びに維持及び管理については、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 役職員 次に掲げる者をいう。

イ 役員（非常勤を除く。）及び職員就業規則の適用を受ける者

ロ 情報・システム研究機構職員就業規則の第15条の規定により休職の処分を受けた者で職務の性質上宿舎を貸与することが適当である者として別に定めるもの

二 宿舎 役職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため機構が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

（宿舎の種類）

第4条 宿舎は、有料宿舎とする。

第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者

(設置)

第5条 宿舍の設置は機構長が行うものとする。

(維持及び管理)

第6条 宿舍は機構長又は機構長が権限を委譲した者が維持及び管理を行うものとする。

第3章 宿舍の設置等

(宿舍の設置の方法)

第7条 宿舍の設置は、建設、購入、交換、寄附及び借受けの方法により行うものとする。

(有料宿舍)

第8条 有料宿舍は、次に掲げる場合において、役職員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与することができる。

- 一 役職員の職務に関連して機構の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- 二 役職員の在勤地における住宅不足により機構の事務又は事業の運営に支障を来すおそれがあると認められる場合

第4章 宿舍の維持及び管理

(被貸与者に対する監督)

第9条 宿舍の維持及び管理を行う機構長又は機構長が権限を委譲した者は、被貸与者(宿舍の貸与を受けた者及び第14条第1項の規定の適用を受ける同居者(以下「同居者」という。))をいう。以下同じ。)がこの規程に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舍の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(宿舍の貸与)

第10条 宿舍は役職員に貸与するものとする。

- 2 前項の規程にかかわらず、役職員への貸与に支障がない場合に限り、機構長が適当であると認めるものに宿舍を貸与することができる。
- 3 有料宿舍を貸与する者の選定に当たっては、別に定めるところにより、機構の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

(有料宿舍の使用料)

第11条 有料宿舍の使用料(以下「宿舍使用料」という。)は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第14条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舍につき機構長が決定する。

- 2 新たに宿舍の貸与を受け又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舍使用料は、日割りにより計算した額とする。
- 3 有料宿舍の貸与を受けた者は、宿舍使用料を毎月機構長の指定する期日までに、機構に払い込まなければならない。

4 有料宿舎の貸与を受けた者が第14条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明け渡し期日までの期間の宿舎の使用料を、毎月その月末までに、機構に払い込まなければならない。

5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舎の宿舎使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(宿舎の使用上の義務)

第12条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。

2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につきその機構長の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。

3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失、損傷、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷及び汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

4 前条第5項の規定は、被貸与者（同居者に限る。）の第1項又は第2項の規定に違反したことに基づく債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

(宿舎の修繕費等)

第13条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により有料宿舎が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、機構が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

(宿舎の明渡し等)

第14条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、その者（その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、その機構長の承認を受けて、その該当することとなった日から、有料宿舎にあっては6月の範囲内において機構長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

一 役職員でなくなったとき

二 死亡したとき

三 転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき

四 当該宿舎について機構の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため

その明渡しを請求されたとき

五 機構において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき

- 2 有料宿舎の被貸与者は、機構長が第12条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。
- 3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明け渡し期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額の3倍に相当する金額をこえることができない。
- 4 第11条第5項の規定は、前項の規定により被貸与者（同居者に限る。）が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

第5章 雑則

（宿舎の現況に関する記録）

第15条 機構長からその権限を委譲された者は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかななければならない。

（実施規則）

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
（宿舎の無償使用）
- 2 機構は、機構の成立の際現に国及び国家公務員宿舎法の適用を受ける独立行政法人（以下「国等」という。）の職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち機構に出資を受けた宿舎を、別に定めるところにより、国等の用に供するため、国に無償で使用させることができる。
（経過措置）
- 3 この規程の施行の際、現に国家公務員宿舎法（昭和24年5月30日法律117号）のそれぞれの各規定により承認を受けていた被貸与者は、この規程によるそれぞれの各相当規定によってなされた承認とみなす。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。